

2011年10月17日

仙台市震災復興本部震災復興室 御中

仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F
宮城県生活協同組合連合会
会長理事 齋藤昭子

仙台市震災復興計画（中間案）についての意見

震災後、仙台市民、とりわけ被災者・被災地域へのご尽力に対しまして敬意を表しますとともに、被災された方々の一日も早い生活再建を願います。

今回の大震災は、揺れによる宅地被害に加え、大規模な津波により、被害は甚大となり、なおかつ、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染問題は極めて深刻な事態です。

震災後、7ヶ月が過ぎようとしていますが、被災者はまだまだ深刻な状況下に置かれており、被災者の生活と生業の再建を最優先課題として取り組まなければなりません。そのためには、被災者の意見を十分に聞き、その意見を反映させた内容にする必要があります。このことを実現する「仙台市震災復興計画」が策定されることを要望し以下の意見を述べます。

1. 「I-2 東日本大震災の総括」

行政として仙台市自身の総括の記載がほとんどありません。P3の②において、「完全な防災の限界」としてありますが、市民にとって震災後の数ヶ月の仙台市の対応について落胆せざるを得ない現状でした。情報提供、支援物資、国や県など各方面への働きかけ、検査体制、各方面への指示の不適切さ等、課題は山積しています。P3の③において「医療機関や社会福祉法人についても、停電や設備被害、人員問題等により、災害時に期待される機能を十分発揮できない場面がありました。」と記載がありますが、自らの仙台市の対応についてもきちんと総括しなければ、本当の意味での『復興計画』とはなりません。仙台市の対応をきちんと総括したうえでの、復興計画とすることを求めます。

2. 「I-3 復興に向けて」

P8の③の「自助・自立と協同・支え合いによる復興」のなかに、「公助の再構築を図ります。」とありますが、「復興計画」の見出しに「公助」という文言はありません。地域の力が弱まっている現在、公助の必要性が増しています。特に、災害弱者ともいえる高齢者や障害者にとって地域包括支援センターの役割はますます重要です。しかし仙台市において地域包括支援センターは市の委嘱事業であり、体制・財政において脆弱といわざるを得ません。ここを強化するとともに、どのような公助をどのように復興させるか明確にすることを求めます。

3. 「Ⅱ－1 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト」・「安全な住まいの土台をつくる」

津波で集団移転を余儀なくされている土地、地すべりや崩壊があった土地について、無償での代替あるいは震災前の地価での買い上げ等の支援を行わない限り、生活の再建のスタートは切れません。宅地再建において、国の支援制度の対象とならない宅地について、仙台市は独自の支援制度を検討しますとしています。この場合一部助成ではなくて全額補助とすることを求めます。

4. 「Ⅱ－6 防災・仙台モデル構築プロジェクト」

「防災人」づくりに関して、地域での防災活動を促進するため、児童生徒・保護者・学校関係者との日常的な連携の取組ができる場の設定を求めます。

5. 「Ⅲ－1 被災された方々の生活再建支援」

プレハブ応急仮設住宅の必要に応じたバリアフリー化を進めるとともに、二重サッシや断熱材による居住性の向上を早急に推進してください。被災者のくらしは、これからますます厳しさをますますことが予測されます。いままでも、電気料を節約するために、エアコンを使わない、水道代を節約するためにシャワーしか使わないという声も聞こえます。風呂釜は追い炊き機能がついていません。寒さに向かい灯油の値段も上がっております。被災者にたいし、福祉灯油や、光熱費の補助を求めます。

また、仮設住宅終了後、復興住宅へのすみやかな移転ができるように求めます。その際は、高齢者や障がい者などへの配慮をお願いします。

被災者への恒久的な住まいの確保の支援と合わせ、地域コミュニティーが形成できるような支援を要望します。また、ケアの対象に、障がい者も加えるよう求めます。

被災された方々の一日も早い生活再建のため、「被災者生活再建支援法」の拡充と二重債務問題への公的支援を、国に求めることを要望します

6. 「Ⅲ－2 農業の再生」

農業について、復旧ではなく再生が主眼であり、最規模化や集団営農、法人化をうたっています。一部の農家に特化され、排除され、やる気を失う小規模農家が出てくるのが危惧されます。大消費地である仙台の消費者は、農産品の地産地消を望んでいます。出来る限り、多くの農家が経営再建できる取組みを求めます。

また、都市近郊型の農業経営を活かし、生産者の顔の見える農業の推進を支援し、消費者との交流など取り入れ、売れる物づくりの農業経営にするよう求めます。

7. 「Ⅲ－5 原子力発電所事故への対応」

女川原発は、東日本大震災においては、1号機で外部電源が全喪失するも非常用ディー

ゼル発電機で冷却機能を維持、その後の4月7日の余震では、外部電源のうち、点検中だった1系統を除く4系統のうち3系統がダウンするも辛うじて残る1系統で機能を維持、と、ぎりぎりのところで踏みとどまりました。仙台市と女川原子力発電所との距離は70キロメートルであり、東京電力福島第一原子力発電所と同様な事故がおこるリスクが明確になっています。仙台市として、市民の意見を聞く機会を設け、女川原子力発電所について、安全が担保されない限り再稼動しないことを求めてください。原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染問題について、課題として位置づけてください。子を持つ親にとって、放射能汚染は非常に深刻な問題です。市として、小・中・高の生徒の健康調査の実施、迅速な情報の開示を求めます。

8. 「IV-1-（3） 災害対応力の強化」

市職員のボランティア意識の希薄さの改善を求めます。ある避難所において、一般ボランティアが甲斐甲斐しく働く中、ただストーブに当たっているだけの職員がいました。職員に対する、避難所での役割、ボランティア活動の教育が必要と思われます。

9. 「IV-4 東北の復興を牽引する「交流・活力創出」まちづくり」

コンベンションの積極的誘致をうたっていますが、市民が自主的に企画した催しが開催できる、公共施設の再建を宮城県と協同して早急に行うことを求めます。

以上